

第1問

被告人 X は、当時親密に交際していたホステス Y と度々ホテルで、違法薬物である錠剤型合成麻薬 MDMA を使って性交渉をしていた。平成 21 年 8 月 2 日午後 8 時頃、X とホテルの一室で合流した Y は、性交渉前に X がシャワーを浴びている間に自ら持参した MDMA を 2 錠服用した。なお、X はこの日 MDMA を含め一切薬物を服用しなかった。15 分後、X が部屋に戻ると Y は異常な興奮状態に陥っており、X はすぐに Y が MDMA を服用したのだと理解した。Y は意味不明な言葉を叫んで暴れたり、急に部屋の一点を見つめ茫然としたりという行動を 2、3 回繰り返した後、突然意識を失いベッドに倒れこんで動かなくなった。X はこれまでに見たことのない Y の異常な様子に、このまま放置すれば死亡するかもしれないと思ったが、自身の麻薬の使用や不貞行為が発覚すれば仕事や家庭を失うかもしれないと恐れ通報せず、相談するため友人を携帯電話で「とにかく来てくれ。事情は着いてから直接話す。」と呼び出した。友人を待つ間、X は気分を落ち着かせようと再びシャワーを浴びたりタバコを吸ったりしていたが、Y に対して救命措置を行うことはなかった。1 時間 15 分後到着した友人が、同室内でベッドに全裸で倒れている Y を救命すべく、直ちに X を説得し通報した。15 分後 Y は最寄りの病院に救急搬送されたが、同日午後 10 時頃、MDMA 服用による急性薬物中毒での死亡が確認された。

X は以前に数回、他のホステス A との MDMA を使ったドラッグセックスの経験があったが、そのときは「1 回 1 錠で相当効くよ。」と説明されていたため互いに 1 錠ずつしか服用しておらず、頭痛やめまいなどの変調は見られたものの、意識を失うなど重篤な状態に陥ることはなかった。

そして、友人が通報した時既に Y は心肺停止していたが、意識を失ってから 1 時間弱はまだ生存しており、周辺の医療施設や救急車到着までの時間等の状況から、X が 30 分以内に通報していれば、十中八九救命は間に合っていたことが後に明らかとなった。

X の罪責を述べよ。なお、麻薬取締法違反の点については除く。

参考裁判例：東京地方裁判所平成 22 年 9 月 17 日